

情報パック

Information

日	日時	内	内容	費	費用
期	期間	対	対象	申	申込み
場	場所	定	定員	問	問合わせ

講座・催し物などで特に記載のないものは誰でも参加可（申込み不要）です。

お知らせ

那覇市識名霊園における清明祭時の御協力お願い

清明祭期間中は、識名霊園周辺道路および霊園内の混雑が予想されます。

特に正午前後には、来園のピークとなるため、交通渋滞緩和が少しでも図れるよう時間調整へのご協力をお願いします。

これまで同様、お供え物など持参された物の持ち帰りもよろしくお願いします。

● 識名霊園周辺道路について
● 道路管理課 ☎ 951・3237

● 識名霊園について
● 環境保全課 ☎ 951・3229

証明書交付は、コンビニ利用がお得！

4月は進学、就職などによる住所変更とともに各種証明書の発行で窓口が大変混み合います。住民票の写しなどの交付は、窓口より安いコンビニをご利用ください。

6時30分から23時まで稼働しています（メンテナンス実施日を除く）

※コンビニではマイナンバー入り住民票の取得はできませんので、ご注意ください。

コンビニ交付サービス利用にはマイナンバーカードが必要になります。コンビニ交付サービスの利用やマイナンバーカード取得については市ホームページを確認またはハイサイ市民課までお問い合わせください。

● ハイサイ市民課 ☎ 862・3274

令和2年度 慰霊巡拝について

肉親が亡くなった現地で、慰霊・追悼を行いたいという戦没者遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域や旧ソ連・モンゴル地域などにおいて、戦没者または拘留中に死亡した者を慰霊する目的で、政府主催で慰霊巡拝を実施しています。希望者は、沖縄県保護・援護課までお問い合わせください。

● 沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課 ☎ 866・2175 FAX 866・2758

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金第十回の受付が始まります

対象は、戦没者等の死亡時のご遺族で、基準日（4月1日）において、公務扶助料、遺族年金などを受ける方がいない場合に、ご遺族を代表して一人の人に支給されます。市在住者は、福祉政策課にて請求手続きを行うこととなります。

※詳細は、市民の友5月号に掲載予定です。
【請求期間】 令和5年3月31日まで
● 福祉政策課 ☎ 917・0831

世界自閉症啓発デー&発達障害啓発週間

4月2日は国連の定めた世界自閉症啓発デーで、日本では4月2日～8日は発達障害啓発週間です。これにあわせて、4月2日（木）～8日（水）の期間、那覇市役所1階ロビーにて発達障害がいに関する情報コーナーを設置します。

● 障害がい福祉課 ☎ 862・3275

障がい者自動車関連助成

《運転免許取得費助成事業》
● 障害者手帳（身体・療育・精神のいずれか）をお持ちで、満18歳以上で自動車の運転免許を取得しようとする者
《改造費助成事業》

● 等級が2級以上の身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹のいずれか）をお持ちで、自動車を改造しなければ自分で運転できない者。※免許取得・改造に着手する前の事前申請が必要です。書類審査の上、給付限度額10万円の範囲内で助成します。予算に達し次第終了となります。

● 4月1日（水）から受付開始

● 障がい福祉課 ☎ 862・3275

沖縄県ヘルプマークの配布

外見からは分からなくても、障がいなどにより援助が必要な方を対象に、沖縄県ヘルプマークの配布を行っています。



【配布場所】

障がい福祉課（本庁3階）、障がい者福祉センター65歳以上の人は、市内18か所の地域包括支援センターで可能

● 障がい福祉課 ☎ 862・3275

ガイドヘルパー事業（重症心身障害児通学支援）の実施

4月より、重度の知的障害、重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児を対象に通学支援を実施します。

● 市内小中学校、県内の特別支援学校、高等学校など。

【支給量】 月上限23時間。必要が認められる場合は上限を超えて支給します。

【実施方法】 個別支援型・利用者1名に対して、ガイドヘルパーが1名付添いによる通学支援。車両移送型・道路運送法上の許可を受けた事業所の車両による通学支援。

【利用者負担】 事業費の1割。生活保護受給世帯は事業費の利用者負担はありません。

【申請】 提出書類が必要となりますので事前に障がい福祉課までご連絡ください。

● 障がい福祉課 ☎ 862・3275

令和2年度の「土地価格等縦覧帳簿」「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

● 4月1日（水）～30日（木）
● 平日9時～17時（12時～13時を除く）
● 資産税課窓口（本庁舎3階41番窓口）
● 市内に土地や家屋を所有する納税者、またはその代理人

【縦覧の際に必要な書類】

◆ 納税者本人 本人確認ができる書類（運転免許証など）と納税通知書。

法人などの代表者は、代表者印が必要です。

◆ 代理人（納税者以外） 納税者本人直筆の委任状、代理人の本人確認ができる書類（運転免許証など）と納税通知書。

法人などの代表者の代理人は、併せて代表者印の押印された委任状が必要です。

● 資産税課 ☎ 862・5320

市・県民税兼国民健康保険税の申告はお済ですか？

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、申告期間中（2月17日～3月16日）、外出の自粛、体調不良などにより、申告できなかった人について、引き続き3月17日（火）～4月16日（木）までの間、郵送受付・市民税課窓口で受付を行っています。● 市民税課 ☎ 861-3328

【注】所得税の確定申告について

申告・納付期限が4月16日（木）まで延長されていますが、市では、3月17日以降、所得税の確定申告書を受付けていません。確定申告が必要な人でまだお済でない場合、市・県民税の税額の決定が遅れる場合がありますので、お早めに税務署へ提出ください。詳しくは、税務署へお問い合わせください。

★所得税の確定申告は、e-tax
「イータックス」をご利用ください
①源泉徴収票や医療費の領収書などの内容を入力し送信し提出の省略ができます。
②還付金の早い受け取りが可能です。
※詳細は国税庁ホームページへ
【お問い合わせ】
那覇税務署
個人課税部門
☎ 867・3101
北那覇税務署
個人課税部門
☎ 877・1324

令和2年度 就学援助の申請

経済的理由により給食費、修学旅行費などの支払いが困難な人に、費用の一部を援助しています。4月からの援助を希望する人は、4月30日（木）までに申請が必要です。申請月からの援助となります。4月に市内小中学校にチラシを配布しますのでご確認ください。（5月以降も随時受付可）

● 市在住で国公立の小中学校に在学している児童生徒の保護者または、区域外就学で市の小中学校に在学している児童生徒の保護者で、生活保護受給者や生活保護を受けていないが援助を必要とする状況にある人

※生活保護受給者は、修学旅行費、医療費の一部のみ対象。学校の事務室、学務課までお問い合わせください。

● 学務課 ☎ 917・3505

高等職業訓練促進給付金支給

母子・父子家庭の親が、看護師などの資格取得を目的に、養成機関で1年以上学ぶ場合に、高等職業訓練促進給付金を予算の範囲内で給付します。● 4月30日（木）まで

※給付対象の条件や期間は事前にお問い合わせください。※審査後に給付決定します。ご期待に添えない場合もあります。

高卒認定試験の受講費用を支援します

母子・父子家庭の親やお子さんが高等学校卒業程度認定試験の講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。

支給を受けるには要件があり、講座の受講開始までに事前相談が必要です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

【児童扶養手当】ひとり親家庭や、父や母が重度障害の状態にある家庭などの児童を対象に、心身の健やかな成長、生活の安定と自立を目的とした手当です。児童が18歳となり、最初に迎える3月分まで支給されます（児童に定以上の障がいがある場合は20歳まで）。手当額は所得に応じて変わります。

【特別児童扶養手当】身体や精神に障害がある20歳未満の児童を対象として、児童の福祉の増進を目的とした手当です。支給要件を満たす程度の障害があるかどうかは認定診断書で判定されます。手当額は1級の児童1人につき52500円、2級の児童1人につき34970円です（所得制限があります）。※相談・申請受付には時間を要するため、16時までにご来課ください。

児童扶養手当・特別扶養手当額の変更

手当額は、法律により全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。

	対象児童数	支給区分 (月額)	改定前		改定後 (4月分～)	
			全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
児童扶養手当	1人	全部支給	42,910円		43,160円	
		一部支給	42,900円 ～10,120円		43,150円 ～10,180円	
	2人目 加算	全部支給	10,140円		10,190円	
		一部支給	10,130円 ～5,070円		10,180円 ～5,100円	
	3人目以降 加算	全部支給	6,080円		6,110円	
		一部支給	6,070円 ～3,040円		6,100円 ～3,060円	
特別児童扶養手当	1級該当児童		52,200円		52,500円	
	2級該当児童		34,770円		34,970円	

※児童扶養手当、特別児童扶養手当ともに令和2年4月分の手当から改定後の額で支給されます。

● 子育て応援課 ☎ 861・6951